

5 日常生活用具・補装具について

(問合せ先) 障がい福祉課(障がい福祉担当)

各総合支所地域生活課

日常生活用具の給付

在宅で重度の心身障がいがある方や児童、又は厚生労働省の指定する難病をお持ちの方に対し、日常生活を便利にするための用具を給付することにより日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者(児)、障害者総合支援法の対象となる難病患者
手続きに必要なもの	(1) 日常生活用具給付申請書 (2) 用具の業者見積書及びカタログ (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 診断書(難病患者のみ) (4) マイナンバー確認書類(※2・3頁の2参照) (5) 生活保護証明、所得課税証明書(該当者のみ) ※ 日常生活用具給付意見書が必要な場合もあります。

【注意事項】

- ・必ず購入される前に相談・申請をお願いします。(購入後の申請は助成対象ではありません)
 - ・各品目とも基準額、耐用年数の設定があります。原則として基準額内費用の1割を負担していただきます。ただし、基準額を超過する場合は超過分も自己負担となります。
 - ・市民税所得割の最多納税者の納税額46万円以上の世帯は、本制度の対象となりません。
- 障がい児を含む世帯員の所得制限は撤廃され、すべての障がい児が補装具費の支給対象となります。

※以下の日常生活用具一覧は要約したものです。詳細はお問い合わせください。

日常生活用具一覧 ★介護保険制度優先 ▲年齢制限有

	種 目	基 準 額	対 象 者	耐用年数	対象用具等
在宅療養等支援用具	▲盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世帯、盲人のみに準ずる世帯。	5年	
	盲人用血圧計(音声式)	15,000円			
	盲人用体重計	18,000円			
	▲透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行っている方。	5年	
	▲ネブライザー(吸入器)	36,000円	・呼吸器機能障害3級以上の方。 ・障害等級3級以上、手帳記載の原因疾病名と意見書からネブライザーは呼吸器機能障害の発生が判断される方、嚥下機能障害等たん吸引器の必要性が判断される方。 ・難病患者で呼吸器機能障害の方。	5年	
	▲電気式たん吸引器	56,400円			
	自家発電機又は外部バッテリー 人工呼吸器用	100,000円	呼吸器機能障害の方、障害等級3級以上の方、難病患者で、意見書から人工呼吸器が必要と認められる方。	10年	
	電気式たん吸引器用	50,000円	電気式たん吸引器の対象者の要件を満たしている方、現に給付を受けている方。		
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行っている方。	10年	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	難病患者で人工呼吸器を使用中であり、必要と認められる方。	5年	

日常生活用具一覧

★介護保険制度優先

▲年齢制限有

	種目	基準額	対象者	耐用年数	対象用具等
介護・訓練支援用具	★▲特殊マット	19,600円	・ 下肢、体幹機能障害1級で常時介護が必要な方、療育手帳A所持者。（学齢児以上の方） ・ 難病患者で寝たきり状態の方。	5年	
	★特殊寝台	154,000円	・ 下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・ 難病患者で寝たきり状態の方。	8年	
	▲訓練いす（障害児のみ）	33,100円	・ 下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・ 難病患者で下肢、体幹機能障害があり、必要と認められる方。（ベッドのみ）	5年	
	▲訓練用ベッド（障害児のみ）	159,200円		8年	
	★▲移動用リフト	159,000円	・ 下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・ 難病患者で下肢、体幹機能障害があり、必要と認められる方。	4年	
	★▲特殊尿器	67,000円	・ 下肢、体幹機能障害1級の方で常時介護が必要な方。 ・ 難病患者で自力で排尿できない方。	5年	
	★▲入浴担架	82,400円	下肢、体幹機能障害2級以上の方で、入浴の介助が必要な方。	5年	
	★▲体位変換器	15,000円	・ 下肢、体幹機能障害2級以上の方で、下着交換等で介助が必要な方。 ・ 難病患者で寝たきり状態の方。	5年	
自立生活支援用具	▲歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の方。	10年	
	電磁調理器	41,000円	・ 視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世帯、盲人のみに準ずる世帯。 ・ 療育手帳A所持者。	6年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級以上の方で、聴覚障害者のみの世帯、聴覚障害者のみに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。	10年	
	★▲便器 ※手すりをつけた場合	4,450円 9,850円	・ 下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・ 難病患者は常時介護が必要な方。	8年	和式トイレに被せるタイプの便器
	▲特殊便器	151,200円	・ 上肢障害2級以上の方。 ・ 療育手帳A所持者で、自ら排便後の処理が困難な方。 ・ 難病患者で上肢機能に障害があり、排せつ後に介助が必要な方。	8年	ウォシュレット
	★▲入浴補助用具	90,000円	下肢、体幹機能障害者、難病患者で、入浴に介助が必要な方。	8年	シャワーチェア、浴槽手すり、滑り止めマット等
	★▲移動・移乗支援用具	60,000円	・ 平衡、下肢、体幹機能障害者で、家庭内の移動等に介助が必要な方。 ・ 難病患者で下肢が不自由な方。	8年	手すり、スロープ、歩行車（手押し車）
	T字状・棒状の杖	3,000円	平衡、下肢、体幹、内部機能障害者で、歩行障害のある方。	2年	
	頭部保護帽 プラスチック	15,700円 37,900円	・ 平衡、下肢、体幹機能障害者。 ・ 療育手帳A所持者、精神障害者で、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する方。	3年	
	火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の方、療育手帳A所持者で、火災発生感知、避難が著しく困難な障害者のみの世帯、障害者のみに準ずる世帯。 ※自動消火器については難病患者で必要と認められる方。	8年	
	自動消火器	28,700円			

日常生活用具一覧 ★介護保険制度優先 ▲年齢制限有

	種 目	基 準 額	対 象 者	耐用 年数	対象用具等
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	▲視覚障害者用ポータブル レコーダー 再生専用機 録音再生機 テープレコーダー	35,000円 85,000円 11,000円	視覚障害2級以上の方。	6年	
	▲視覚障害者用活字文書 読上げ装置	99,800円			
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上の方で、就学または就労 している（就労見込の）方。	5年	
	盲人用時計 触読 音声	10,300円 13,300円	視覚障害2級以上の方。音声については、 原則として手指の触覚に障害がある等触読 式の使用が困難な方。	10年	
	▲視覚障害者用読書器	198,000円	読書器を使用して文字等を読むことが可能 となる視覚障害者。	8年	読上げ機能付きの ものも対象
	点字図書	—	主に情報の入手を点字によっている視覚障 害者。	—	※一般図書購入価格 の負担が必要
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害1級の方、視覚障害2級と聴覚障害 2級の方で必要と認められる方。	6年	
	点字器 標準型 携帯用	10,800円 7,500円	視覚障害2級以上の方。	7年 5年	
	情報通信支援用具	100,000円	視覚、上肢機能障害2級以上の方。	6年	
	▲視覚障害者用地デジ 対応ラジオ	29,000円	視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世 帯、盲人のみに準ずる世帯。	5年	
	▲聴覚障害者用通信装置	50,000円	聴覚、音声・言語機能障害の方でコミュニ ケーション等の手段として必要と認められ る方。	5年	FAX
	▲聴覚障害者用情報 受信装置	88,900円	聴覚障害者で受信装置によりテレビの視聴 が可能になる方。	6年	
	▲携帯用会話補助装置	98,800円	音声・言語機能障害者、肢体不自由者で発 声・発語に著しい障がいのある方。	5年	
	人工喉頭 笛式 電動式	5,200円 72,300円	喉頭摘出者。	4年 5年	
排 泄 管 理 支 援 用 具	▲暗所視支援眼鏡	395,000円	視覚障害の手帳所持者又は視覚に障害のある 難病患者で、日常生活用具(暗所視支援 眼鏡)給付に係る意見書から、本装置によ り日常生活における行動範囲及び社会参加 の機会が拡大する等の有用性が認められる 者(児童)。	8年	
	▲紙おむつ等	24,000円	・脳原性運動機能障害で意思表示困難な排 便・排尿機能障害を7歳未満で発症した方。 ・二分脊椎による排便・排尿機能障害のある 方。 ・上肢2級以上と下肢・体幹2級以上と療育手 帳A所持者で排便・排尿の意思表示が困難で排 泄コントロールが困難な方。	2か月	
	ストーマ用装具及び代替品 便 尿	19,400円 23,400円	ストーマ造設者。	2か月	
	収尿器 男性用 女性用	8,000円 8,800円	高度の排尿機能障害者。	2年	